

「法」 件に該当する事業で あることについての 認定の申請に対する 審査	(略)	(略)	(略)	(略)	「法」 件に該当する事業で あることについての 認定の申請に対する 審査	(略)	(略)	(略)	(略)
--	-----	-----	-----	-----	--	-----	-----	-----	-----

(広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の一部改正)

第二条 広島県立総合技術研究所設置及び管理条例(平成十九年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後					改正前						
別表(第八条関係)											
一 使用料											
センターの 区分	(略)	種 別	(略)	金 額	(略)	センターの 区分	(略)	種 別	(略)	金 額	(略)
東部工業技 術センター	(略)	加工機器	(略)	一単位につき 六、〇〇〇円	(略)	東部工業技 術センター	(略)	加工機器	(略)	一単位につき 四、〇〇〇円	(略)
備考	(略)		(略)		(略)	備考	(略)		(略)		(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。